

第4 両性の平等と女性の権利

1 基本的視点

憲法第14条1項で、性別に基づく差別が禁止され、第24条で、家族生活における個人の尊厳と両性の平等を定めている。にもかかわらず、いまだにあらゆる場面で男女間格差や差別は存在し、実質的平等は実現されていない。女性の社会進出が謳われつつも、厳然として存在する性別を理由とする差別につき、法改正を軸として、全ての人間の実質的平等を実現していかなばならない。

2 婚姻制度等の改正

法制審議会は、1996（平成8）年2月、①「選択的夫婦別姓」の導入、②婚姻適齢を男女とも18歳に統一すること、③女性の再婚禁止期間を100日に短縮すること、④婚外子の法定相続分を婚内子と同等とすること、⑤「5年以上の別居」を離婚原因とすること、等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。さらに、2010（平成22）年にも国会への提出を目指して上記要綱と同旨の法律案が政府により準備されたが、保守派を中心とする反対にあい、国会提出には至らなかった。なお、2013（平成25）年9月14日最高裁大法廷で、婚外子の相続分差別規定（民法900条4号但書前段）につき違憲決定が出され、同年12月5日に民法改正案が可決した。

日弁連及び東京弁護士会は、これまで何度も民法の差別的規定の改正を求めてきたが、直近では、日弁連は、2016（平成28）年6月1日に「再婚禁止期間を短縮する民法の一部を改正する法律の成立に対する会長声明」、2018（平成30）年6月13日に「再婚禁止期間の廃止及び選択的夫婦別氏制度の導入を求める会長声明」を出し、東京弁護士会では2015（平成27）年12月17日に「夫婦同氏強制及び再婚禁止期間等に関し、最高裁判決を受けて民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明」を出している。

ただし、婚姻適齢の平等化については、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる内容の民法改正（2022年4月1日施行）により、男女とも18歳から婚姻できることになり、この問題は解消された。

(1) 選択的夫婦別姓

氏名は個人の人格権の一内容を構成する（最高裁1988〔昭和63〕年2月16日判決）。しかし、現行民法750条の夫婦同姓の規定は、婚姻に際して姓を変更したくない者に対しても姓の変更を強いることになるので、人格権を侵害するものであるという強い意見もある。もし、婚姻をしても姓を変えたくないのであれば、事実婚という方法を選択せざるを得ない。ところが、いまだ事実婚は法律婚と完全に同等の法的保護がなされているとは言い難いため、事実婚を選択することによって不利益を被っている者も存在する。さらには、法律上の婚姻の条件として姓の変更が挙げられていることとなり、憲法24条1項の「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立する」旨の規定にも違反するという主張もされているところである。

たしかに、現行民法750条において、女性が姓を変更することは条文上強制されていないが、我が国においては現行民法の下で妻の姓を選択した夫が10%を超えたことはなく、2014（平成26）年に婚姻した女性の98.1%が夫の姓に改姓しており、実質的平等が実現されているとは言い難い。そこで近年は、女性の社会進出に伴って、旧姓を通称名とし、その通称名を使用できる範囲を拡大して仕事上の不利益を解消しようという動きがあり、弁護士や検察官、裁判官といった法曹三者については、通称名の使用が広く認められるようになった。しかし、それでも戸籍名と通称名が違うことを理由に、銀行の送金等の場面で、弁護士としての業務に支障をきたしたという声は途絶えていないのが現実である。また、通称名を使用したところで、戸籍上は改姓していることに変わりがないので、女性にとっては氏名すなわち自分のアイデンティティを喪失したという感覚は拭えないという強い反対意見が存在する。一方で、夫婦同姓を望む意見も存在するので、同

姓か別姓かを押し付けるのではなく、同姓・別姓の選択を認める、選択的夫婦別姓の導入が重要である。

この点、女子差別撤廃条約第2条は、女性に対する差別法規の改廃義務を定め、同条約16条 (b) は、「自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」を定め、同条 (g) は、「夫及び妻の同一の個人的権利 (姓及び職業を選択する権利を含む) 」を定めており、国連女性差別撤廃委員会も、夫婦別姓を実現するよう、日本政府に対し、繰り返し改善勧告を行っており、2016 (平成28) 年3月7日公表した対日審査会合に関する「最終見解」では、夫婦別姓や再婚禁止期間などの民法規定について、日本政府に速やかな改正を勧告した。

もともと、日本においても夫婦同姓が採用されたのは1898 (明治31) 年である。それまでは女性は結婚後も実家の姓を名乗っていたものであり、「家制度」が導入された旧民法から夫婦同姓が始まったものである。そのため、夫婦同姓が我が国固有の歴史ある制度とはいえず、すでに廃止された「家制度」の名残であるので、「家制度」が存在しない以上、夫婦同姓を維持する意義は乏しい。「家族の一体感が損なわれる」「子供と親が姓を別にすると子供への悪影響が懸念される」旨の反対意見も存在するが、家族の情愛や子供の成育が姓で左右されるということは何ら実証されていないばかりか、広く通称名の使用を認めた結果、事実上は家族の呼称される姓が統一されていない実情と整合しない意見である。このような状況の下では、戸籍上だけ夫婦同姓を維持することの意味は乏しい。そこで、もはや「家制度」の負の遺産である夫婦同姓強制制度を撤廃して、個人の尊厳を実現する時期にきていると思われる。

そして、2015 (平成27) 年12月16日、民法750条の夫婦同姓制度につき最高裁は合憲との判断を行っているが、上記国連女子差別撤廃委員会は、同判決に対しては「最終見解」にて「実際には夫の姓を使うよう強制している」と批判している。

現時点では、もはや夫婦同姓の原則を採っている国は少数となっており、個人の尊厳と両性の実質的平等を実現すべく、夫婦同姓制度の改正を積極的に提言していくべきである。

(2) 婚外子差別の撤廃

2013 (平成25) 年9月4日、最高裁大法廷は、子が数人あるときに婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする規定 (民法900条4号但書前段) につき、憲法14条1項に違反すると判示する決定を行った。これを受けて、2013 (平成25) 年12月5日、民法900条4号但書前段を削除する民法改正案が可決成立し、相続面における婚外子差別がようやく解消された。

しかしながら、「嫡出」とは「正統である」という意味があり、「嫡出子」「非嫡出子」という用語自体が差別的であるので、その用語も改めるべきである。さらには、出生届に婚外子か婚内子かの区別をいまだに記載しなければならないとされる戸籍法も改正されるべきである。これについては、「最高裁が違憲としたのは民法900条4号但書前段だけ」という詭弁を用いて戸籍法改正に反対した国会議員も存在し、2013 (平成25) 年の臨時国会において、参議院では、民法改正と戸籍法改正にも踏み込む改正案が野党議員から提案されたが、わずか1票差で否決された。

このような現状に鑑み、日弁連としては粘り強い取り組みを行って、「嫡出子」用語の撤廃及び戸籍法の改正の実現、相続法の適切な改正を図るべきである。

(3) 再婚禁止期間と無戸籍の子

民法733条1項で、かつては女性のみ6か月間の再婚禁止期間が設けられ、民法772条2項で離婚後300日以内に生まれた子は、遺伝子上の父ではなく、前夫が子の父親と推定されるために、子の出生届を出さない母親がおり、無戸籍の子が多数存在するに至っている。この場合、医師の証明や裁判上の手続で対応をせざるを得ず、手続きが煩雑であった。「父性の推定の重複を避け、法律関係を早期に安定させて子の福祉を図る」という立法理由は、立法当時は合理性があったものの、DNA鑑定技術が進んで、現在は遺伝子上の父親が科学的に立証できるまでに至っている。また、無戸籍の子が生じるのは、DV夫から身を守るために逃げた妻

が、話し合いに応じない夫と離婚が成立しないうちに新しいパートナーとの間で子が誕生するということが少なくないためである。すなわち、女性に対する暴力という問題に密接に関連しており、無戸籍の子が生じるのは母親である女性に責任があるとして批判するのは見当違いである。

そこで、再婚禁止期間について、2015（平成27）年12月16日に最高裁は100日を超える部分については違憲という判断を行った。これを受けて、女性の再婚禁止期間を離婚後6か月から100日に短縮し、離婚時に妊娠していなかった場合又は離婚後に出産していた場合は100日以内でも再婚可能にする民法の改正が2016（平成28）年6月になされた。

しかし、女子差別撤廃委員会は、再婚禁止期間が女性のみ課せられていることを問題とし、女性の婚姻の自由を侵害するものとして、再婚禁止期間の短縮ではなく、撤廃を勧告している。

民法の改正により再婚禁止期間が短縮されたことは評価できるが、より一層の平等を実現するためには、再婚禁止期間の「撤廃」を行うべきである。また、同時に民法772条の嫡出推定の期間についても見直しを行い、実情に整合した制度にすべきである。

（4） 養育費の算定・回収

離婚後、子の養育費については、主に女性から男性に請求することが多い。これは、女性が親権を得ることが多いというだけでなく、自力で十分な収入を確保できない女性が多いという「男女間格差」にも起因する。

現在、家庭裁判所において一般的に用いられている養育費の算定表は、判例タイムズ1111号で2003（平成15）年に発表されたものである。これは、東京・大阪の裁判官の共同研究（東京・大阪養育費等研究会）で作成されたものであるが、現在の裁判所は、この算定表を動かし難い基準として運用している傾向があり、事案に応じた弾力的な運用がなされているか疑問がある。さらに、この算定表で算出される養育費が、最低生活水準にも満たないという事態となっており、母子家庭の貧困を一層推し進めている。

そこで、日弁連は、2012（平成24）年3月15日に「『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書」を決議し、2016（平成28）年11月15日付けで「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」を取りまとめ、同年11月29日付けで最高裁判所長官、厚生労働大臣及び法務大臣に提出して、新算定表に基づく運用を裁判所に呼び掛けている。そして、2019（令和元）年5月に民事執行法が改正され、確定判決などに基づいて地方裁判所に申し立てれば、相手の預貯金の口座情報や勤務先の情報を、対象の金融機関や、住民税の徴収などを基に職場を把握している市町村などから取得できるようになると定められた。これにより、回収が以前より容易になり、養育費の支払率が上がることが期待される。

また、2018（平成30）年6月の民法改正（2022〔令和4〕年4月1日施行）により、成人年齢が18歳に引き下げられ、これによって養育費の支払いの終期が早まることが懸念されるが、法務省も「養育費は、子が未成熟であって経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるものなので、子が成年に達したとしても、経済的に未成熟である場合には、養育費を支払う義務を負うことになります。このため、成年年齢が引き下げられたからといって、養育費の支払期間が当然に「18歳に達するまで」ということになるわけではありません。」という見解をホームページで発表している。

そもそも、養育費の支払いは子供の成長や学業のために必要である。支払われる養育費が不十分であれば、子どもの教育の機会が失われ、貧困が連鎖するという事態を招く。そのため、養育費の算定を見直し、かつ、それが確実に履行され、その終期も大学卒業までと取り決める等して、成人年齢引き下げに影響されないようにしなければ、子の福祉は実現しない。したがって、子どもの権利保障という観点から、養育費の算定をより妥当なものに変え、さらにその確実な回収ができるよう、早急な法改正と実務の積み重ねが求められる。

（5） ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、リベンジポルノ

夫や恋人など、親しい関係の男性から女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、略して「DV」）

について、国連は、DVが女性に対する人権侵害ないし性差別であり、かつ、全世界に共通する看過し得ない問題であるとの認識から、1993（平成5）年12月に「女性に対する暴力撤廃宣言」を採択し、1995（平成7）年の北京宣言では、「女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する」と表明した。これを受けて、日本でも2001（平成13）年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、同年10月13日施行されたものの、実際に痛ましい事件が起きており、その後も何度も改正されている。具体的には、対象に離婚後の元配偶者や生活の本拠を共にする交際相手も含まれるようになり、保護命令の制度の拡張や被害者の親族への接近禁止命令も認めた（2004〔平成16〕年6月及び2007〔平成19〕年7月の一部改正、2013〔平成25〕年6月の改正）。それに伴い、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。ただ、交際相手については、「生活の本拠を共にする交際相手」に限定されているため、範囲が非常に狭い。生活を共にしていなくとも、交際相手からの暴力にさらされている被害者は多数存在するのであるから、これについては、対象を拡大すべきである。

そして、DVからストーカーに発展する事案が非常に多い。ストーカー殺人は後を絶たず、「警察に相談していたが、被害を防げなかった」事案も多数報告されている。そこで、2000（平成12）年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立した。しかし、立法当初予定していなかった方法による被害事案も生じたため、何度も改正を重ね、規制対象を増やし、罰則も強化したうえ、非親告罪とするようになった。ただ、罰則を強化するだけでは十分な抑止策とはいえないのであり、ストーカー行為をした者に対するカウンセリングや更生教育などにも力を入れ、被害を食い止める仕組みを作るべきである。

さらに、SNSと関連したサイバー上の人権侵害として、元交際相手の裸の写真をインターネット上でばらまく、「リベンジポルノ」も世界中で問題となっている。一度、インターネット上に出回った写真は、加害者でも回収・削除が不可能となることから、被害者が長期間にわたって回復困難な被害を受けることとなり、重大な人権侵害となっている。このような社会情勢を受けて、2014（平成26）年11月19日、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）が成立し、一定の規制ができた。しかし、法律はあっても、被害者個人でプロバイダーや加害者に削除要請することは難しいので、弁護士が警察と連携しながら積極的に関与していく必要がある。その際には、撮影を許可したり画像を送信したりした被害者を責めるなどの二次被害が生じないように配慮しなければならない。そして、それと併行して広く法教育を行い、ストーカーやDV、リベンジポルノの加害者にも被害者にもならないように啓発活動を行うべきである。

（6）性犯罪の見直し

2019（平成31）年3月に、立て続けに性犯罪の無罪判決が出された。福岡地裁久留米支部平成31年3月12日判決、静岡地裁浜松支部平成31年3月19日判決、名古屋地裁岡崎支部判決平成31年3月26日判決、静岡地裁平成31年3月28日判決である。

これについて、大規模なデモが行われ、判決について疑問を呈する内容の新聞記事も多数見られた。

それぞれの判決で問題となったのは、同意の有無やそれについての錯誤、抗拒不能と言えるか否か、本人の証言しかない場合の立証の困難性であった。

同意の有無については、はっきりと被害者が拒絶しなかった場合や、拒絶の程度が激しくない場合に、加害者の錯誤を認めて無罪となることがあると示されてしまった。そのため、これらの判決は、被害者が泥酔状態にある場合や、恐怖で動けなくなってしまった場合に、「同意があったと誤信してもやむを得ない」と判断されてしまう可能性を浮き彫りにした。また、これらの判決では、性犯罪が家庭内で繰り返される場合には、密室ゆえの立証の困難性を示しただけでなく、繰り返されることで抵抗する気力を失った被害者に、毎回激しく抵抗することを要求することになってしまっていることが問題視されている。

確かに、犯罪構成要件に暴行・脅迫が挙げられ、抗拒不能も挙げられている以上、これらの要件が満たさ

れているかを判断することは当然であるが、加害者と被害者の関係性、力関係を考慮した際に、必ずしも暴行・脅迫の程度がさほど強くなくとも、同意なき性行為が行われる可能性はある。また、抗拒不能の判断は、心理学の専門家等の判断も尊重すべきであって、客観的状況だけを見て逃げられたはずだと判断することは早計である。

無罪が相次いだ背景には、いわゆる裁判官の「強姦神話」があり、さらには、同意の有無の立証の困難性、家庭内で子供が被害者となった場合の独特の問題がある。

そこで、裁判官には被害者の心理状態を学ぶ機会を積極的に与えるべきである。さらには、諸外国のように、同意のない性行為を処罰する不同意性交等罪を導入することも、議論していく必要があると思われる。

3 女性の労働権

(1) 基本的視点

2016（平成28）年度の統計では、女性の労働力人口（就業者と完全失業者の合計）は2,883万人で、前年より41万人増加し、労働力人口総数に占める女性の割合は前年差0.3ポイント上昇し、43.4%となっている。

女性の就業者2,801万人のうち、雇用者は2,531万人で、女性就業者の90.4%を占めている。それゆえ、働く女性の大部分は雇用労働であるといえる。にもかかわらず、雇用労働における女性の現状を見ると、①男女間の処遇・賃金格差、②女性労働者の非正規化、③男女間の勤続年数の格差の問題、④ハラスメントの問題がある。

①について、役職者に占める女性の割合は、2016（平成28）年度の統計によると、部長級6.6%、課長級10.3%、係長級18.6%となっており、前年度より微増したものの、男女間の格差は開いたままである。さらに、同年度の一般労働者の正社員の男女間の賃金格差についてみると、男性を100とすると、女性は、決まって支給する現金給与額で73.0となっており、過去最少の格差となっているが、先進諸国に比べて、以前として格差は大きいままである。

②については、1985（昭和60）年には女性の正規雇用は67.9%であったが、2016（平成28）年には44.1%（1,078万人）となっている。他方で、同年の女性の非正規労働（パート、アルバイト、その他）は55.9%（1,367万人）に達しており、前年より22万人増加している。したがって、女性の過半数は非正規労働者である。他方、男性の正規雇用は、年々減少傾向にあるとはいえ2016（平成28）年は77.9%にものぼり、男性の大半が正規雇用なので、ここにも大きな男女格差が見られる。

③については、2016（平成28）年の統計で、勤続10年以上の正社員男性は55.3%、正社員女性は38.1%であり、平均勤続年数は、正社員女性は10.1年、正社員男性は13.9年で、男女差は3.8年であり、前年と全く進歩がない（ただし、企業規模10人以上）。女性の勤続年数が短いのは、仕事と家庭の両立を図ることが困難であるためであり、日本の女性の年齢階層別労働力率は、出産・育児期の30歳代に低くなる、いわゆる「M字カーブ」現象が見られる。総務省の2017（平成29）年7月の調査によると、15～64歳人口に占める女性の労働力の割合は、M字の谷に相当する35～44歳の場合、前年同月比0.7ポイント増の75.3%になっているため、M字カーブは改善されつつあるが、これは女性の非婚化が進んだためという見方もある。また、女性の就労が進むにつれ、待機児童も増加しており、保育園に入れなかったために退職する事例も決してなくなったわけではない。そもそも、十分な育休を誰でもが取れるわけではないという壁があり、さらに、出産・育児後に再就職しようとしても、正規雇用が困難であったり、保育園に入れなかったり、正規雇用における長時間労働の実態から、家庭との両立のために非正規雇用を選択せざるを得ないという実状も報告されている。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育介法」という）は、有期雇用労働者（期間雇用者）には適用されないとしていたが、2005（平成17）年に改正され、有期雇用労働者にも適用されるようになり、有期雇用労働者にも育休が認められるようになり、2017（平成29）年1月1

日施行の改正で、取得要件が緩和された。しかし、いまだにその要件は、①申し込み時点で同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること、②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこととされ、誰でもが簡単に育休が認められるとは言い難い。そして、2017（平成29）年10月1日施行の改正法で、子が1歳6か月に達した時点で保育園に入れられないなどの事情がある場合は、育児休業期間を子が2歳に達する日まで延長できるとされた。半年間の延長は前進であるが、国家公務員及び地方公務員と同様に、子が3歳に達する日まで延長できるとの改正が望まれる。現状では、保育園は0、1、2才児の入園が難しく、幼稚園という選択肢が増える3歳以上は比較的入園がしやすくなるため、2歳までの延長では不十分である。他方で、長期間の育児休業取得が仕事のブランクとなる懸念もある。より根本的な解決方法としては、女性労働者が復帰を望んだ時に保育園に入れるよう保育園の拡張と働く場所や時間の柔軟な設定が望まれる。そのうえ、親などの介護を理由とした離職も、女性が8割を占めており（総務省「就業構造基本調査」平成24年）、女性が圧倒的多数である。そのため、育児や介護のために、女性が離職せざるを得ない状況に追い込まれていると言える。

④については、職場における女性に対するハラスメントは多様化している。セクハラ・パワハラは依然として存在しているうえに、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味する、マタハラ（マタニティー・ハラスメント）も存在する。

以上のことからして、女性の権利の確保、両性の平等の実現は、労働の権利の確保の場面でも非常に重大であり、女性の労働環境を整えることは、急務であるといえる。

（2）性別を理由とする昇進及び賃金における差別の禁止

男女雇用機会均等法6条で、労働者の配置、昇進、降格等につき、性別を理由として差別的取り扱いをすることを禁じている。そして、男女雇用機会均等法施行の約40年前の1947（昭和22）年には、労働基準法4条が「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。」と定め、男女同一賃金の原則を規定している。

労働基準法4条にいう「女性であることを理由として」とは、通達によれば、「労働者が女子であることのみを理由として、あるいは社会通念として又は当該事業場において女子労働者が一般的又は平均的に能率が悪いこと、勤続年数が短いこと、主たる生計の維持者でないこと等を理由」とすることと解されている（1947〔昭和22〕年9月13日発基17号）。そのため、同一職種に就業する同学歴の男女間の初任給の差別は、一般的に労働基準法4条違反となる。そして、男女雇用機会均等法7条では、募集、採用又は昇進等に当たっては、住居の変更を伴う配置転換（いわゆる転勤）に応じることができることを要件とするなど、性別以外の事由を要件とするものであっても、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置（間接差別）については、合理的な理由がある場合を除き講じてはならないとされている。

しかし、男女雇用機会均等法6条の「性別を理由として」とは、通達によると、例えば、労働者が男性であること又は女性であることのみを理由として、あるいは社会通念として又はその事業所で、男性労働者と女性労働者との間に一般的に又は平均的に、能力、勤続年数、主たる生計の維持者である者の割合等に格差があることを理由とするものであり、個々の労働者の意欲、能力等を理由とすることはこれに該当しないとされる。同じく、労働基準法4条についても、通達では、「職務、能率、技能等によって賃金に個人的差異のあることは、本条に規定する差別待遇ではない」としている。

現在ではあからさまに男女に賃金差や昇進差をつける規定を置いている会社は存在しないと思われるが、現実には、人事評価や賃金制度が不透明であり、事実上の男女格差が存在する例は少なくないと思われる。そのような場合において、「能力の問題である」との抗弁を認めてはならない。そのためにも、使用者側は、公正・透明な賃金制度、人事評価制度の整備を行うべきである。そして、女性が主として家庭責任を担うと

いう性別役割分業意識が残る現状において、間接差別により採用差別や昇進格差等が生じないようにしなければならない。この点、女性管理職を増やすなどのポジティブ・アクションは、これまでの男女格差是正の良い機会であり、男女雇用機会均等法8条でも認められている。

しかし、長時間労働を是正しないままでは、女性で管理職を希望する者は増えにくい。管理職に女性を増やすには、同時に長時間労働を是正したり、テレワークやフレキシブルな出退勤を認めたりするなど、労働環境も是正すべきと思われる。

政府は正規・非正規に関わらず同じ職務の労働者に同じ賃金を支払う「同一労働同一賃金」につき、2015（平成27）年9月16日に通称・同一労働同一賃金推進法を公布し、パートタイム労働者と正社員の差別的待遇を禁じた改正パートタイム労働法（2015〔平成27〕年4月施行）の規定を派遣労働者らにも広げようとしている。しかし、ここでいう「同一労働同一賃金」は、正規と非正規の労働者間の問題であって、男女労働者間の賃金格差をなくすという視点が抜け落ちている。厚生労働省は2010（平成22）年に「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を作成しているが、これと上記の法律は別異の論点を扱うものとなっている。

たしかに、女性労働者に非正規労働者が多いことは上述の通りであるから、正規と非正規の労働者間の賃金格差をなくすことは、間接的には女性の賃金問題の解消につながるとしても、そもそも女性が管理職になりにくい背景にある長時間労働を是正することや、M字カーブ解消による女性の勤続年数の長期化の実現などによって、正規雇用の男女間、非正規雇用の男女間の賃金格差をなくすことにまで踏み込まなければ、真の意味での男女間賃金格差の解消にはつながらないであろう。そのため、「同一労働同一賃金」の法制化にあたっては、上記「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」も組み入れて、男女間賃金格差の解消も盛り込まなくてはならないと思われる。また、労働契約法20条により、正規と非正規の労働者間の労働条件の相違については労働条件の相違が合理的であれば許容されることになっているが、性別のみを理由とした賃金格差はいかなる場合も許されない（労働基準法4条）以上、男女の賃金格差を「合理的」と抗弁するための隠れ蓑に労働条件の相違が用いられてはならないのである。

（3）労働者派遣法の問題点

2012（平成24）年に労働者派遣法が改正され、派遣労働者の保護の観点から有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、①期間の定めのない雇用（無期雇用）に転換する機会の提供、②紹介予定派遣（派遣先に正社員や契約社員などで直接雇用されることを前提に、一定期間スタッフとして就業する形態）とすることで派遣先の直接雇用を推進、③無期雇用の労働者への転換を推進するための教育訓練などの実施、のいずれかの措置をとることが、派遣会社の努力義務となった。さらに、労働契約申込みみなし制度、すなわち、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して直接雇用の申込みをしたものとみなす制度が、2015（平成27）年10月1日から施行されている。

他方で、2015（平成27）年9月、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。これまでは、特定の26業種以外の業務について、3年を超えて同じ業務に派遣労働者を受け入れることはできなかった。しかし、改正法では、課を異動すれば、3年を超えて引き続き派遣のまま雇用を続けることが可能となっている。また、これまで特定の26業種は派遣期間の制限がなく、同じ職場で働き続けられたが、今後は3年で職場が変わるなどしなければならないおそれも生じた。さらに、改正法では、派遣労働者個人レベルで派遣期間の上限を設定し、派遣労働者が就業継続を希望するときは雇用安定措置をとることとされた。しかし、雇用安定措置には私法上の効果がなく、「派遣先への直接雇用の依頼」などという「直接雇用の義務付け」ではなく単なる「依頼」レベルにとどまっており、実効性がないといえる。また、派遣先が3年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、派遣先の事業所の過半数

労働組合若しくは過半数代表者の意見を聴きさえすれば、それが反対意見であっても引き続き3年派遣労働者の受け入れを延長でき、その3年後にも同様に延長できるため、事実上、派遣先が派遣労働者を受け入れる期間制限が撤廃されたに等しい。

一度、派遣労働者となった者が、正規雇用労働者になるのは難しいのが現状である。そのため、2015（平成27）年の労働者派遣法改正の際、「ますます派遣労働者の固定化が進み、地位の不安定と貧困の問題は解決しないおそれがある。そのうえ、改正法は常用代替防止の大原則を事実上放棄したものであるため、正規雇用労働者から派遣労働者への労働力の置き換えも進む可能性が高い。」旨指摘がなされていた。現に、上述の通り女性の正規雇用は減少しており、非正規雇用が増加していることから、これらの法律が正規雇用を促進しているとは言い難かった。

そもそも、改正労働者派遣法では、同じ職場で働くのは最長3年で、超える場合は派遣元が派遣先に直接雇用を依頼するなどの雇用安定措置義務があったが、この義務が発生する前に契約を解除すれば、企業側は高待遇の正社員などに登用しなくて済む。そこで、改正から3年にあたる2018（平成30）年には、対象となり得る派遣社員の派遣切りが増えてしまっている。これは、労働者派遣法改正が意図した事とは正反対の事態である。

日弁連は2014（平成26）年1月29日、「労働政策審議会建議『労働者派遣制度の改正について』に反対する会長声明」を出し、派遣労働者の雇用安定を確保し、常用代替防止を維持するための労働者派遣法改正を行うよう求めた。東京弁護士会も、2014（平成26）年3月27日付で「労働者派遣法改正案に反対し、労働者保護のための抜本的改正を求める会長声明」を出し、常用代替防止の理念の有名無実化を懸念し、雇用の安定化を強く求めている。

しかし、上記改正から3年が経過した現在、女性の非正規化、及び雇用安定措置義務を免れるための派遣切りがかえって加速している以上、派遣労働者の問題の解決に向けてさらなる努力をしなければならない。

（4）セクハラ・マタハラ及び育児・介護問題

男女雇用機会均等法9条で、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止が定められている。改正前は、女性労働者について婚姻・妊娠・出産等を理由とする解雇のみの禁止規定であったが、現在の均等法では、これらを理由とする解雇以外の不利益扱いも全面的に禁止している。また、これまで明確でなかった母性健康管理措置についても不利益取扱いを禁止し、妊娠・出産に起因する労働能率の低下に対しても不利益取扱いを禁止したことは重要である。にもかかわらず、妊娠・出産を理由に、配置転換・降格をされたり、解雇・派遣切りをされたりするといういわゆるマタハラ問題が増加し、訴訟も提起されるようになった（最高裁2014（平成26）年10月23日判決参照）。

そして、法改正により均等法11条の2が設けられ、2017（平成29）年1月1日より、「事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する、妊娠、出産等に関する事由であって厚生労働省令に定めるものに関する言動により、当該女性労働者の就業環境が害されることがないように、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」とされた。それに加えて、事業主は、対象となる労働者の上司または同僚からの育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を取ることが義務付けられ、職場におけるマタハラの原因や背景となる要因を解消するための措置も義務付けられた。また、派遣労働者の場合は派遣先にも義務付けられた。

育児法については2017（平成29）年10月1日施行の改正法で、以前よりは育児休業制度が充実したが、まだ改善されるべき余地はある。少子化が社会問題となりながらも、妊娠・出産した女性を労働の現場から不当に排除することは、さらなる少子化を招く。そして、これは「女性は家で子育てをしろ」というメッセージでもあるので、性別役割分担の押しつけであり、女性の労働権を著しく侵害し、ひいてはリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康とその権利）を侵害することにもつながる。東京弁護士会では、

2016（平成28）年3月8日、育児法の改正に関し「性別役割分担意識を解消し、家庭責任を公平に分担するための育児介護休業法の改正に関する意見書」を提出しているところではあるが、有期雇用労働者の育児休業取得要件のさらなる緩和、育児休業後の原職又は原職相当職への復帰の原則義務化が求められると思われる。

また、その他の両立支援策として、所定労働時間の短縮措置の対象となる子の年齢の延長、男性労働者が育休をより一層取りやすくする措置を義務付けること、さらには看護休暇の柔軟化として、半日ではなく時間単位での取得を可能とすること及び就学前の子1人につき5日までの限度日数を7日（2人以上の場合は14日）に増やすことが求められる。そのうえ、労働時間の把握、職務評価方法の整備等の制度設計をすることを前提に、テレワーク導入の努力義務の創設も必要であろう。

介護については、上述の通り、介護離職した労働者の約8割が女性であり、女性に介護負担が偏っている。政府は、育児法の改正（2017〔平成29年〕10月1日施行）により、以前より介護休暇を取りやすくして、仕事と介護の両立支援をしているが、これでは仕事と介護を女性に押し付けるだけであり、女性が疲弊して行くだけである。「育児も介護も女性が担うもの」という社会の意識を変え、介護に起因する女性の貧困をなくすべきである。そのため、介護は各家庭の問題として片付けるのではなく、社会保障制度を充実させて、家族以外の者による介護を選択しやすくし、社会全体で個人の介護負担（金銭及び介護に従事する時間）を減らす工夫をして女性の介護離職を防止すべきである。

また、セクハラ問題については、均等法11条で職場におけるセクハラを防止するために、事業主に雇用管理上必要な措置を講じる義務を定めているが、セクハラを直接禁止する条文はなく、ましてや加害者への罰則は刑法に抵触するもの以外は定められておらず、被害者の保護についても具体的に定めた法令はないので、慰謝料等の金額は、裁判例の蓄積による判断となっているため、必ずしも高額になるとは限らない。そのため、被害者の保護としては不十分であるのが現状である。

2018（平成30）年には、財務次官（事件当時）による女性記者へのセクハラが社会問題となり、東京弁護士会では同年5月11日付で「元財務事務次官のセクシュアル・ハラスメント報道等をめぐる対応についての会長声明」を出した。

さらには、就活中の大学生のOB訪問を悪用した性犯罪も複数明るみに出たので、保護の対象を被用者だけでなく、就職活動中の学生やインターンシップの実習生も含め、ハラスメントから守られる対象を幅広く規定する法律の制定が必要である。

もともと、セクハラは立場の強い者から弱い者へ行われることが多いので、立場が弱い女性が被害者となることが多い。そのため、セクハラとは重大な人権侵害であるだけでなく、女性差別が根源にあるということ的前提としなければ解決にはならない。

立場の弱い被害者はその場ではっきりと拒絶することができないことがあり、後から被害を申告するにあたって、職場での立場が悪くなることや、就職活動で不利になることを恐れて申告をためらうケースが後を絶たない。

上記の女性記者の事件や就活中の大学生の事件は、被害者バッシングも起きてしまい、被害者が被害を申告し辛い状況を浮き彫りにした。

また、女性をセクハラの起きやすい職種や場面から外せば良いという発想は、女性の労働権の侵害となる。この発想は、女性であるという一事をもって、その他の能力等を顧みることなく一律に労働の現場から排除するものであるため、到底許されるものではない。

労働の現場に女性がいることは当然のことであり、そこから排除するのではますます性別役割分担意識が促進されてしまう。女性労働者を性的な対象として見るのではなく、対等な労働者として扱うことがセクハラという名の女性差別をなくすための必須条件である。

そこで、事業主にはこれまで以上に努力をして、セクハラを生じさせないための研修の徹底、相談窓口の

充実と二次被害の防止努力、適正な解決策の実施をすべきである。

この点に関連するILO条約（働く場での暴力やハラスメント〔嫌がらせ）を撤廃するための条約）が、2019（令和元）年6月、スイス・ジュネーブで開かれていた国際労働機関（ILO）の年次総会で採択された。これは仕事の上でのセクハラ・パワハラを禁じる初めての国際基準となり、日本政府も賛成しているものの批准はしておらず、今後は条約の基準を満たす国内法の整備が課題になる。この条約は、ハラスメントから保護されるべき対象が被用者に限られていない。そのため、日本もこれを批准し、国内法で保護対象を広く規定すべきである。そして、セクハラを明確に禁止し、かつ、被害者の救済を確実なものとする法律の制定を実現する努力が必要である。